に改め、同表平成三年七月から九月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成四年四月から六月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成四年十月から十二月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成五年七月から九月までの項輸送用機械器具製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表中

「

平成28年 1月～3月			
100			
100			
—			
—			
100			
—			
100			
100			
100			
100			
—			
—			
—			
100			
100			
100			
—			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
—			
100			
100			
100			
100			
—			
—			
—			
100			
100			
—			
100			
100			
100			
100			
—			
—			
100			
—			
100			
—			
—			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
100			
—			

」を「

平成28年 1月～3月	4月～6月		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
—	—		
100	100		
—	—		
—	—		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
100	100		
—	—		

」に改め、別表第二中「

平成28年 1月～3月			
100			

」を「

平成28年 1月～3月	4月～6月		
100	100		

」に改め、別表第三中「平成28年3月31日まで」を「平成28年6月30日まで」に改める。

○厚生労働省告示第四百三十四号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、日本年金機構が不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）附則第一条第一号に掲げる規定（同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十八年十二月二十七日）から適用する。

平成二十八年十二月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

日本年金機構が不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

日本年金機構（以下「機構」という。）が不要財産（日本年金機構法第四十四条の二第一項に規定する不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、同条第二項の規定に基づき、機構が、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額とする。

○経済産業省告示第三百五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日　経済産業大臣　世耕　弘成

二の表の第１の三の９の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項中「2309・10」を「23・09」に改め、「2309・90」を削る。